



夏休みの勤務時間は適正に！ 勤務時間についての要求書を提出しました

この夏休みから勤務時間の厳格な適用が実施されることになりました。この点に関しては高教組としては異論の余地はありません。しかし、勤務時間を厳格に適用するのであれば、勤務の超過部分に対しても当然厳格な適用が求められます。この点に関して本日要求書を提出しました。

2012年7月19日

青森県立三沢高等学校
校長 明石 進 殿

青森高教組三沢高校分会
分会長 酒田 孝

勤務時間の管理に関する職場要求書

日頃より、本校生徒の教育に尽力されていることに対し敬意を表します。本校の教育を支える教職員の勤務条件、特に勤務時間の管理について、以下の点を要求します。貴職の誠意ある回答を求めます。

1. 教員に対しては「限定4項目」以外の時間外勤務は命じることができないとされています（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第6条）。しかし、実際には様々な時間外勤務が恒常的に行われています。そこで、本人の自由意思によらない超過勤務を統合庶務システムによらずに振替を行えるようにして下さい。具体的には次の超過勤務です。

- (1) 分掌が主催する行事・会議等の超過勤務で、職員会議等で要項が明示されているもの
 - ア. 夏祭り巡視・登下校指導等（生徒指導部主催）
 - イ. 保護者対象の進路説明会等（学年・進路指導部主催）
 - ウ. 平日の放課後に実施されている講習等（学年・進路指導部主催）
 - エ. 進学合宿等の行事の時間外部分（学年・進路指導部主催）
 - オ. 入試業務等のうち時間外部分（教務部主催）

カ. P T Aの行事等のうち時間外部分（渉外部主催）

(2) 要項等が明示されていないが、分掌が必要と判断し実施するもの

- ア. 家庭訪問等のうち時間外に実施されるもの
- イ. 文化祭期間中の生徒の安全確保や下校指導のための残留
- ウ. P T Aの会議等のうち勤務時間外に行われるもの

2. 本校では病気による通院や、体調不良による療養は年休で休むことが一般的ですが、本来は「病気休暇」（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条）で休むことができるとされています。しかし、年休は疲労の回復や心身の健康の維持・増進のために取得すべきです。長期休業中の年休取得を奨励するために、職員に病休の取得を呼びかけてください。具体的には次の点を職員に説明してください。

- (1) 1日単位、1時間単位で取得できること
- (2) 6日以内であれば診断書は不要であること
- (3) 30日以内であれば給料が減額されないこと
- (4) 必ずしも通院は条件ではないこと
- (5) 本人の申し出に疑義がある場合以外は通院の証明は必要ないこと
- (6) 本人の申し出にもとづいて管理職が統合庶務システムに入力すること

3. 長期休業中は「勤務場所を離れた研修」が取得できるとされています（教育公務員特例法第22条）。研修計画や研修報告を簡便なものにし、長期休業中の「勤務場所を離れた研修」を取得しやすくしてください。

裏面に資料